

障害者施設入所調整実施要領

平成20年4月21日

1 趣旨

この要領は、障害者施設の入所利用を希望する者（以下「施設利用希望者」という。）の円滑かつ適切な入所利用等を確保するため、施設利用希望者の待機登録（以下「待機登録」という。）及び障害者施設の入所利用に係る連絡調整（以下「入所調整」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 待機登録及び入所調整の対象施設等

- (1) 待機登録及び入所調整（以下「待機登録等」という。）の対象施設は、県内の障害者支援施設（以下「施設」という。）とする。
- (2) 待機登録等は、障害者支援施設に係る施設入所支援の利用について行うものとする。

3 待機登録等の対象者

待機登録等の対象者は、施設入所支援に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、利用希望施設に欠員がないことにより直ちに入所利用を開始することができないもの（県外に居住する者を含む。）とする。

4 施設利用希望に係る助言等

- (1) 市町は、障害者又は障害児の保護者から施設入所支援に係る介護給付費の支給申請を受け付けた場合（施設の入所利用に関する相談を受けた場合を含む。）でその利用希望施設に欠員がないときは、この要領に定める待機登録等の方法について説明を行うものとする。

この場合において、障害者又は障害児の保護者が利用希望施設の見学等を済ませていないときは、見学等を済ませた上で利用希望施設を選択するよう助言を行うものとする。
- (2) 施設は、入所利用を希望する障害者又は障害児の保護者から直接相談を受けたときは、この要領に定める待機登録等の方法について説明を行い、その者の援護を行う市町に相談するよう助言を行うものとする。

5 待機登録の要請等

市町は、施設入所支援に係る介護給付費の支給申請を行った施設利用希望者について、施設入所支援が必要であると認められるにもかかわらず、欠員がないことにより直ちに利用希望施設の入所利用を開始することができないときは、次に掲げるところにより、利用希望施設に対し待機登録の要請を行うものとする。

- (1) 市町は、入所調整依頼書（兼情報提供同意書）（別記第1号様式）により、施設利用希望者から、利用希望施設に係る入所調整を行うことについての依頼及びこれに伴い個人情報を提供することについての同意を得て、利用希望施設に対して待機

登録の要請を行う。

- (2) 前項の要請は、待機登録要請書（別記第2号様式）に必要な書類を添付して送付することにより行うものとする。

6 待機登録

- (1) 市町から待機登録要請書の送付を受けた施設は、速やかに、自施設に待機登録を行うことの可否について検討の上、待機登録要請回答書（別記第3号様式）により、市町へ回答するものとする。

この場合において、施設は、正当な理由がなく、待機登録を拒んではならない。

また、施設は、その施設利用希望者が自施設の見学等を済ませていないときは、当該施設が実施する事業の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。

- (2) 施設は、待機登録要請回答書において待機登録を承諾する場合は、施設が管理する待機登録者名簿（別記第4号様式）に必要な事項を記載し、待機登録を行う。
- (3) 前項の待機登録は、施設利用希望者を待機登録要請書の発出日順（同日付で複数の者がある場合は市町における支給申請の受付日順とし、なお同日に複数の者がある場合は施設における待機登録要請書の受付日順とする。）に登録することにより行うものとする。

7 待機登録の状況の管理等

- (1) 施設から待機登録要請回答書（承諾）の送付を受けた市町は、待機登録要請書及び待機登録要請回答書（承諾）の写しを県障害者支援課（以下「県」という。）へ送付して報告するとともに、当該調整の内容について施設利用希望者へ連絡するものとする。
- (2) 市町から前項の書類の送付を受けた県は、県が保有する待機登録者名簿に必要な事項を記載し、待機登録の状況を管理する。
- (3) 施設から待機登録要請回答書（拒否）の送付を受けた市町は、その旨を県へ報告する。

この場合において、県及び市町は、当該拒否の理由について検証し、理由がないと認めるときは当該施設に対して改善指導等を行い、理由があると認めるときは他の施設の入所利用を図る等引き続き入所調整を行うものとする。

8 待機登録の抹消

- (1) 待機登録は、次に掲げる場合に抹消する。
 - ア 待機登録者名簿に記載する施設利用希望者（以下「利用待機者」という。）が利用希望施設又は他の施設の入所利用を開始したとき。（他の施設の入所利用を開始した者が引き続き当該利用希望施設の入所利用を希望する場合を除く。）
 - イ 利用待機者が利用希望施設の利用希望を撤回したとき。
 - ウ 利用待機者が死亡したとき。
 - エ 利用待機者が医療機関に入院し、又は他の社会福祉施設等に入所したとき（6

月以内に退院又は退所の見込みある場合を除く。)

オ 利用待機者が転居し、又は行方不明となり、所在が分からないとき。

カ 利用待機者が入所利用を辞退する等により利用希望施設の入所利用に至らなかったとき。

- (2) 市町は、利用待機者について前項に掲げる事由が生じたときは、待機登録を行っている施設に対し、待機登録抹消通知書（別記第5号様式）を送付して待機登録の抹消を通知するとともに、その写しを県に送付して報告するものとする。

この場合において、市町は、前項のイに掲げる事由に基づいて待機登録の抹消を通知するときは、あらかじめ利用待機者から入所調整辞退申出書（別記第6号様式）の提出を受けるものとする。

- (3) 施設は、利用待機者について(1)に掲げる事由があると認めたときは、速やかに市町に対して情報提供を行うものとする。

9 緊急登録

- (1) 市町は、6の(2)により施設が待機登録を行う施設利用希望者について、介護者の疾病等により緊急に施設の入所利用を図る必要があると認めるときは、緊急登録要請書（別記第7号様式）を当該施設に送付して緊急登録を要請するとともに、その写しを県へ送付して報告するものとする。

- (2) 市町から前項の緊急登録要請書の送付を受けた施設は、その要請に係る施設利用希望者について、緊急登録者名簿（別記第8号様式）に必要な事項を記載することにより、緊急登録を行うものとする。

- (3) 市町から緊急登録要請書の写しの送付を受けた県は、県が保有する緊急登録者名簿に必要な事項を記載し、緊急登録の状況を管理する。

- (4) 緊急登録は、次に掲げる場合に抹消する。

ア 市町が緊急登録要請書を発出した日から6月が経過したとき。

イ 市町が緊急に施設の入所利用を図る必要がなくなったと認めるとき。

ウ 8の(1)により待機登録が抹消されるとき。

- (5) 市町は、緊急登録者名簿に登載する施設利用希望者（以下「緊急登録者」という。）について前項のイに掲げる事由が生じたときは、その緊急登録を行っている施設に対し、緊急登録抹消通知書（別記第9号様式）を送付して緊急登録の抹消を通知するとともに、その写しを県に送付して報告するものとする。

10 入所調整

- (1) 施設は、次に掲げるときは、11に定めるところにより決定する優先入所利用者についてその入所利用の意思を確認の上、市町に対し、当該優先入所利用者の入所利用が可能である旨の連絡を行う。

ア 入所定員について欠員が生じ、又は生じる見込みであるとき。

イ 施設の入所定員が増加し、又は増加する予定であるとき（入所定員を超えて受け入れる場合を含む。）。

- (2) 施設から前項の連絡を受けた市町は、当該優先入所利用者について施設入所支援

に係る介護給付費の支給決定を行う。

この場合において、当該優先入所利用者が他の施設へも待機登録を行っている者であるときは、市町は、当該優先入所利用者の入所利用の開始を確認後、当該他の施設に係る8による待機登録の抹消の通知を遅滞なく行うものとする。

- (3) 施設は、(1)において優先入所利用者が入所利用を辞退する意思であるとき又は入所利用の意思を有しているが本人の責によらない事情により直ちに入所利用を開始することができないときは、市町に対してその旨を連絡し、市町の詳細を得て次順位の者について入所利用の意思確認等を行う。

施設及び市町は、入所利用を辞退する意思の確認に当たっては、その理由及び再登録の意向を聴取するものとする。

- (4) 施設は、入所利用の開始に当たって異動のあった待機登録者名簿及び緊急登録者名簿の状況について、次に定めるところにより所要の修正を行い、異動報告書（別記第10号様式）に当該修正後のこれらの名簿を添えて県へ提出する。

ア 入所利用を開始した者 両名簿から削除する。

イ 入所利用を辞退した者で今後も入所利用を希望しないもの 両名簿から削除する。

ウ 入所利用を辞退した者で引き続き入所利用を希望するもの 待機登録者名簿については、一旦削除して入所利用を辞退した日付けで再登録を行い、緊急登録者名簿については、削除する。

エ 入所利用の意思を有しているが、次に掲げる事情により直ちに入所利用を開始することができない者 待機登録者名簿についてその順位を保留する。

(ア) 性別が非該当であるとき

(イ) 疾病等により入院中であって入院期間が6ヶ月未満と見込まれているとき

(ウ) 特別支援学校を卒業する前の在校生であるとき

(エ) その他入所利用の意思を有しているにもかかわらず本人の責によらない事由により直ちに入所利用を開始することができないとき（県と協議して認められる場合に限る。）

11 優先入所利用者の決定

次に掲げる場合に応じ、それぞれ定めるところにより優先入所利用者を決定するものとする。

- (1) 緊急登録者がいない場合

待機登録者名簿の登録順位が最上位である者（以下「最上位待機者」という。）を優先入所利用者として決定する。

- (2) 緊急登録者がある場合で最上位待機者及び緊急登録者全員の支給決定権者が同一の市町であるとき

ア 施設は、当該市町へ入所調整の実施について連絡する。

イ 前号の連絡を受けた市町は、これらの者の意向確認を行うとともに、そのADLの状況、介護者の状況、居住環境その他の事情を総合的に勘案して優先入所利用者を決定する。

市町は、優先入所利用者の決定に当たっては、あらかじめ施設の意見を聞くものとする。

- (3) 緊急登録者がある場合で最上位待機者及び緊急登録者全員の支給決定権者が同一の市町でないとき
 - ア 施設は、県へ入所調整の実施について連絡する。
 - イ 前号の連絡を受けた県は、関係市町の職員及び施設の職員により構成する緊急入所調整会議を設け、そのADLの状況等を総合的に勘案して得た協議結果に基づき優先入所利用者を決定する。

12 待機登録者名簿に係る情報の整理

- (1) 施設は、毎月初日現在における待機登録者名簿の写し及び緊急登録者名簿の写しを県へ提出するものとする。
- (2) 前号により名簿の送付を受けた県は、その保有する名簿の情報と突き合わせこれを整理する。
- (3) 市町は、毎年度1回以上、利用待機者について現況調査を行い、待機登録者名簿に係る情報に変更があるときは、施設及び県に適切に情報提供するものとする。

13 特別支援学校の在校生に係る待機登録等

特別支援学校の在校生に係る待機登録等については、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによる。

14 その他

施設、市町及び県は、待機登録等の実施に当たっては、個人情報の保護について細心の注意を払わなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 従前の身体障害者更生援護施設利用調整実施要領及び知的障害者施設利用調整実施要領（以下「従前の実施要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際に、現に従前の実施要領に基づき身体障害者更生援護施設利用待機者登録簿及び知的障害者施設利用待機者登録簿（以下「旧登録簿」という。）に記載されている者は、旧登録簿の「登録年月日」欄に記載する年月日に待機登録要請書が発出されたものとして、この要領に基づく待機登録が行われたものとみなす。
- 4 この要領の施行の際に、現に従前の実施要領に基づく身体障害者更生援護施設利用待機者登録簿及び知的障害者施設利用待機者登録簿の「摘要」欄に緊急調整と記載されている者は、平成20年6月1日に緊急登録要請書が発出されたものとして、この要領に基づく緊急登録が行われた者とみなす。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行する。